

創業後間もない方へ

東京都制度融資 創業融資（創業）【事業開始後】

創業後 5 年未満の若い企業をバックアップ。

不動産担保や法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

ご返済は、運転資金が 7 年以内、設備資金が 10 年以内の長期分割返済です。

| | | |
|--------|--|---|
| 対象となる方 | (1) 創業した日から 5 年未満の法人、個人、組合 ※個人で創業し、同一事業で法人成りした方で、個人で創業した日から通算 5 年未満の方を含みます。 創業した日とは、登記簿上の会社設立登記日、または売上発生等の事業の開始が確認できる日を指します。 (2) 都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社、または分社化により設立された法人で、設立後 5 年未満の法人（保証対象は子会社）。 | |
| 融資限度額 | 2,500 万円 | |
| 資金用途 | 運転・設備 | |
| 返済方法 | 運転資金は 7 年以内、設備資金は 10 年以内の分割返済（据置期間 1 年以内） | |
| 融資利率 | (責任共有利率) 【固定金利】 融資期間 3 年以内 : 1.9%以内 3 年超 5 年以内 : 2.1%以内 5 年超 7 年以内 : 2.3%以内 7 年超 : 2.5%以内 【変動金利】 短プラ+0.7%以内 | (全部保証利率) 【固定金利】 融資期間 3 年以内 : 1.7%以内 3 年超 5 年以内 : 1.9%以内 5 年超 7 年以内 : 2.1%以内 7 年超 : 2.3%以内 【変動金利】 短プラ+0.5%以内 |
| 保証料率 | 保証協会所定の料率 | |
| 担保 | 原則として不要 | |
| 保証人 | 法人（組合を除く）は、原則として代表者を連帯保証人とします。 組合は、原則として代表理事を連帯保証人とします。 個人事業者は、原則として連帯保証人は不要です。 | |

次の (1) または (2) を満たすものは、上記金利から 0.4% 優遇した金利となります。

創業支援特例（創業・支援）

- (1) 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 23 項第 1 号に規定する認定特定創業支援事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社または保証協会より認定特定創業支援事業に準ずる創業支援を受け、その証明を受けていること。

(注) 本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。